

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
カーボベルデ	カーボベルデ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とカーボベルデ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円	2019.4.17 ブラライア で (同日)	日本側 新井辰夫在任カーボベルデ大使 ルイシェ・ライリテ・ロテシェ・タヴァルシェ外務・共同大臣	2019.5.13 4号
カーボベルデ	食糧援助に関する日本国政府とカーボベルデ共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	250,000千円	2019.4.17 ブラライア で (同日)	日本側 新井辰夫在任カーボベルデ大使 ルイシェ・ライリテ・ロテシェ・タヴァルシェ外務・共同大臣	2019.5.13 5号
カーボベルデ	食糧援助に関する日本国政府とカーボベルデ共和国政府との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	200,000千円	2019.10.7 ブラライア で (同日)	日本側 新井辰夫在任カーボベルデ大使 ルイシェ・ライリテ・ロテシェ・タヴァルシェ外務・共同大臣	2019.11.11 197号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。